

# 法 医 解 剖 台 か ら (Ⅱ)

## —二・三の事例について—

昭和36年3月23日 受付

信州大学医学部法医学教室

(主任: 野田金次郎教授)

若月 岩雄      杉山 昭式      金箱 房枝  
沼田 一      中島 純一      相沢 温  
遠藤 育男      長野県警察本部鑑識課

## Some Views from the Medicolegal Autopsy (Ⅱ)

### — On Some Practical Cases —

Iwao WAKATSUKI, Shoni SUGIYAMA, Fusae KANEBAKO,  
Hajime NUMATA, Jyunichi NAKAJIMA,  
Yutaka AIZAWA and Ikuo ENDO

Department of Legal Medicine, Faculty of Medicine, Shinshu University  
(Director: Prof. Dr. K. Noda)

The Section of Criminal Identification, Nagano Police  
Head Quarter

### まえがき

法医解剖台上で我々が日々仕事をしている間に、臨床医家が検案等を依頼された際のみならず、医療の面に於ても参考になると思われる事に遭遇する事がよくある。

先稿では交通事故を中心に幾つかを報告したが、今回も断片的にはあるが、2・3の参考事項を実例について述べたいと思う。

### I 古い死体からの毒物検知の実例について

これは昭和30年8月15日、北信のS市で起きた事例であつて、養子が義弟を殺害したという事件から発展して明らかとなつた連続殺人事件である。

犯人である養子が、義弟をお盆に招待したが、義弟はその料理を食べている内に「苦しい」と一言云つて、「ミヨウガ」を吐き出して急死してつたので、死因が問題となり翌16日解剖に附した結果、病的死亡というよりも、何等かの毒物による中毒死と考えられる所見を得たので、その際採取した胃内容について化学検査を実施した所「パラチオン」が検出され、死因は「パラチオン」中毒死と確定した。

犯人の自白によれば、「ミヨウガ」の盛つけ皿の上にホリドールを滴下して、義弟に食べさせたという事実が判明した。ここで問題になつた事は、この家では前の年の11月に犯人の妻が、又義弟死亡の同年の1月

に同人の義母が、やはり急死している事実があり、犯人の自白によれば、この2人もホリドールによる殺害であるという事であり、この2人の女性の死因を再検討しなければならない段階に至つたが、幸にもこの2体は土葬であつたので、墓を掘り起して検査を行つた。

併し埋葬後何ヶ月も経つているので、肉眼的所見は余り期待出来ず、主として化学検査に依らなければならぬのである。掘り出したこれら2女性の死体は、何ヶ月もたつたものとは思われない程の新鮮さを保つて居り、その胃内容からやはりホリドールが検出され、自白を裏付け得た。

所が裁判で、そんな古い死体から検出されるものか何うかが疑問とされたが、証拠として提出された解剖時の種々のカラー写真から、死後の変化が少ない状態を皆納得して裁判が続けられたという事である。

当時の気候条件等の外に、「ホリドール」によつて腐敗が阻止されていたという事が、事件全貌の解明に非常に役立つものである。

我々の教室で大野喜佐雄博士が実験した結果では、青酸化合物の場合でも、春秋の候では死後約50日位までは化学的に証明しうる事が判つている。

この様に中毒死が疑われる場合、薬物によつてはかなり古い死体からでも検知が出来るものである事を、心にとめておかねばならない。

又カラー写真は犯罪捜査上非常に役立つものである

事をも知らされ、我々のよい参考となつた事例である。

## Ⅱ 変死者の死因は推測だけでは間違ふ事があるという例

昭和31年4月1日、南信の某市に起きた事件であり、タバコ屋を営んでいる二人暮らしの老夫婦が、コタツにあたつたまゝの姿で死亡しているのが発見された。

早速死因調査の爲解剖をした所、夫は青酸化合物による死亡である事は殆ど間違いない事が、解剖及その際行われた胃内容についての予備試験の結果から明らかとなつたが、妻の所見は夫のそれに非常によく似ているが、唯胃内容による予備試験のみが陰性であり、早速化学的に精密検査を行う事になつたが、それには2~3日かかるのであるが、そうかといつて捜査をのばしておくわけには行かないので、一応次の三つの場合が想定された。

即、「二人が自殺したのか」、「1人が他方を殺して後自殺したのか」、「第三者が2人を殺したのか」の場合であるが、2人が青酸化合物による中毒死であるとすれば、覚悟の夫婦心中の線が強くなり、他の二つの場合であれば、更に追及してゆく余地が多い筈である。つまり自殺・他殺の別が、化学検査の結果によつて左右されるという状態であつた。

そのうちに老婆の胃内容からは、青酸化合物は全く検出出来ない事が確認され、殺人事件としての捜査方針が確立した。

青酸中毒死に於ても、青酸化合物による直接作用の所見以外には当然窒息死の特長を示すので、検案の際これを鑑別する事はなかなか難しい問題である。

この事件の場合、結局夫は青酸化合物による死亡であり、妻はそれ以外の手段による窒息死という結果から、他殺の線の挿査が進められ、4ヶ月ぶりに容疑者が逮捕され、その自白による犯行の模様は次の如くであつた。

金欲しさに自宅から青酸化合物を混ぜた酒を持ち込んで、甘言を以て夫にのませた所、吐き気がするといつて裏口に出て行き、吐き続けてその場にのめつて了つた。

そこでそばにねていた老婆を起して「おぢさんが酒を飲んで具合が悪くなつた」と話し合い乍ら、おばさんが夫が死亡しているのに気付いて大声を出しそうにしたので、後から左手で口をおさえて殺して了つたという事であつた。

いろいろな状況で検案解剖を依頼される事があると

思われるが、その場合常に出来る限りの諸検査を行つた結果、死因を究明しないと時に捜査の方針を誤らせて了う事があるという点は、社会公安上も大に心にとどめておいて頂きたい点であると思われる。

又、この犯人は發育不全による身体障害者であり、右足が不自由であつたが、こんな人でも、やろうと思えば殺人もたやすく出来るという事も大に参考となる事実であつた。

## Ⅲ 頸椎脱臼例

或老人が、情婦と2・3人の友人とで夜おそく迄痛飲して、殆ど前後不覚に近い程迄の状態であつたが、目覚めてみると老人が死亡していた。早速死亡調査のため解剖を行つてみると、頸椎が脱臼して居り、椎間動脈が切断されて強い内出血を来していた。背髄には全く損傷はみられなかつた。同席者のおぼろげ乍らの記憶をつなぎ合せてみると、その老人は情婦と「チワゲンカ」を始め、つかみ合いを始めたらしいという事が判明したのみであつた。

又、治療の目的で電気ショックをかけた所、しばらくして死亡して了つたという例があり、解剖してみると前の例と全く同じに頸椎の脱臼が見られた例もある。

又昨年行われた中部鑑明会での報告をみると、20才の若年者が、おどかさず目的で後から肩の所を強くドンと突かれて、それが原因で頸椎の脱臼を起した例を含めて3例の報告があつた。これらの例をみると、頸椎も案外脱臼を来す事があると考えられ、大変我々には参考となる事例であつた。

## Ⅳ 頭部に打撲が加えられた場合

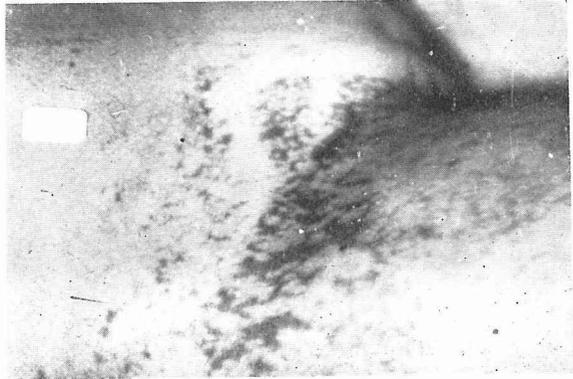
この際はいろいろ注意すべき事が多いが、その一つを例示してみよう。

昨年夏、南信某市で起きた事例であるが、飲酒の上友人と喧嘩をし、頭部を殴打されたが、帰宅後具合が悪くなり数日間休養した所、気分がよくなつたので仕事に出たら、数日して又具合が悪くなり、再び休養遂に入院したが、数日後頭部の打撲後43日目死亡して了つた。死因調査のため解剖してみると、大きな硬膜下血腫を作つており、その一部には線維素膜が析出してその部の脳実質は陥凹を示し、灰白質部は淡紫赤色を呈して混濁しているが、感染は全く認められず脳圧迫の許に死亡したと考えられた例である。

この例のみならず頭部の打撲は脳膜内外の出血の爲、かなり経つてから症状を呈し始めて死亡して了う事が多く、一寸快方に向つたからといつて、数週は注



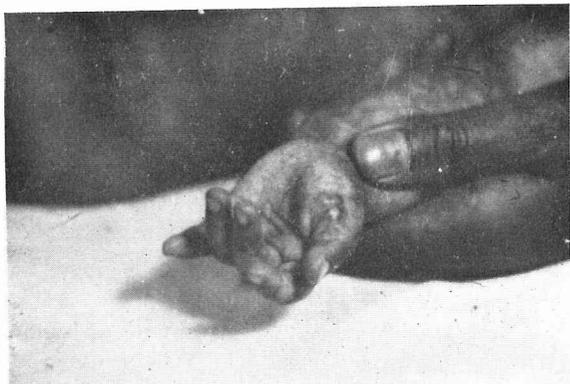
第 1 例の胸腹部



第 1 例の陰股部



第 2 例の胸腹部



第 2 例の手の疣状角質増生

意しつゝ休養しなければ不測の大事に至る事のある事は、大いに注意すべき事であると同時に、労災関係に於ても一番問題になる事の一である事をよく記憶して、本人並家族の不利にならない様諸検査を行い、且明確に記録しておかねばならないと考える。

#### むすび

以上数例について事例を述べたが、一般医療についても参考とならばと考える次第である。